

第1回 市民自治推進会議

会議概要

日時：平成23年3月16日（水）午後4時開会
場所：札幌市役本庁舎 19階 会議室

【 委 嘱 式 】

1. 開 会

○事務局（横井市民自治推進課長） 皆さんそろわれましたので、ただいまから第1回市民自治推進会議を開催いたしたいと思います。

私は、市民まちづくり局市民自治推進室市民自治推進課長をやっております横井と申します。どうぞよろしくお願いたします。

2. 委員の委嘱

○事務局（横井市民自治推進課長） 会議の開催に先立ちまして、本会議の委員の委嘱式を行いたいと思います。

委嘱状につきましては、本来、お一人ずつお渡しするものでございますが、今回は時間も限られておりまして、既に委嘱状を皆様方の机の上に置かせていただいております。

これからお名前をお一人ずつ呼ばせていただきますので、これをもって委嘱状の交付とさせていただきます。

以下、50音順にてご紹介させていただきます。

北野隆委員でございます。

喜多洋子委員でございます。

佐藤克廣委員でございます。

福士昭夫委員でございます。

福士明委員でございます。

丸山博子委員でございます。

横江光良委員でございます。

なお、委員は全員で8名でございますが、本日は、もう一方、武岡明子委員が欠席されております。後日、事務局より委嘱状をお渡しすることとさせていただきます。

3. 局長あいさつ

○事務局（横井市民自治推進課長） それでは、若林市民まちづくり局長から委嘱に当たりましてのごあいさつを申し上げます。

○若林市民まちづくり局長 皆さん、こんにちは。

ただいま紹介がございました市民まちづくり局長の若林でございます。

皆様には、ご多忙のところ、市民自治推進会議の委員をお引き受けいただきまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

こうした席でまず申し上げるべきかどうかわかりませんが、今回の東北関東大震災で多くの方が被害に遭われております。心からお見舞いを申し上げたいと思いますし、けさほど、私も市長と一緒に完成したばかりの地下歩行空間で義援金の募集をさせていただきました。多くの方が義援金をお寄せいただいております。亡くなられた方も多数出

おります。心からお悔やみ申し上げるとともに、不安な生活を過ごされていらっしゃる方が一日も早く安心な生活に戻っていただけるようにお祈り申し上げます。

さて、札幌市自治基本条例が平成19年4月に施行されまして、来年度で5年目を迎えることとなります。その間、私ども市役所では、検討を繰り返しながら、市民との情報共有、あるいは市政への市民参加の推進、そして身近な地域のまちづくりへの支援などを柱に、全庁一丸となって市民自治を進めてきたつもりでございます。

平成21年7月に新ごみルールというものを導入いたしました。福士（昭）委員もいらしゃいますけれども、町内会などのご協力をいただきながら、市民一人一人の方がごみの減量を実践し、結果として、廃棄ごみ量を41%削減し、篠路清掃工場の廃止を決めることができました。これは、建設費用370億円が想定されておりましたので、その削減につながっている、そんな言い方もできるかと思えます。

そのほかにも、市民活動団体を支援するさぽーとほっと基金については、設置されて3年目を迎えますけれども、この3年間で約1億5,000万円の寄附が集まっております。また、まちづくりセンターの自主運営化が市内8カ所で実施されるなど、これまで以上に市民と行政のつながりが広がってきていると思っているところでございます。

今後とも、自治基本条例が理念とする市民が主体的に考え行動できるまちを目指して、行政はもとより、市民の間に市民自治の意識が定着することが何よりも重要だろうと思っております。このような思いから、これまでの取り組みを客観的に評価、検証し、条例施行5年を契機に再加速される時期に来ているのではないかと考えております。

市民自治推進会議の皆様には、こうした動きの中心として活躍していただければというふうに思っております。冒頭にお話しした東北関東大震災では、これまでにない甚大な被害が出ておりますけれども、いつ、札幌市にもそういった災害が訪れるかわかりません。こういった災害のときこそ自治の力が試される、そんな言い方もできるのではないかと思っております。自分たちのまちのことや将来のことをみずから考え、行政と市民がともに行動する、そんなまちづくりに対して多くの市民が参加することが必要だというふうに改めて感じているところでございます。

どうか、これまでの札幌市の市民自治のあり方について闊達なご意見をいただき、そうした議論を踏まえながら、多くの市民の皆様にも市民自治を再認識していただいて、そのさらなる推進を目指していきたいと思っておりますので、皆様のご協力をどうかよろしくお願い申し上げます。

ごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございます。

○事務局（横井市民自治推進課長） 若林局長は、次の予定が入っておりますので、ここで退席させていただきたいと思っております。

○若林市民まちづくり局長 それでは、よろしく願いいたします。

〔若林局長退席〕

4. 閉 会

○事務局（横井市民自治推進課長） 以上をもちまして、委嘱式を終了させていただきます。

【第1回市民自治推進会議】

1. 開 会

○事務局（横井市民自治推進課長） では、引き続き、第1回市民自治推進会議を開催させていただきます。

次第に従いまして、進めてまいりたいと思います。

2. 市民自治推進室長あいさつ

○事務局（横井市民自治推進課長） まず、事務局を代表いたしまして、高野市民自治推進室長からごあいさつをさせていただきます。

○事務局（高野市民自治推進室長） 市民自治推進室長の高野でございます。

本日は、ご多忙の中をご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

この市民自治推進会議の議事を始める前に、事務局を代表しまして、私からごあいさつをさせていただきますと思います。

今、局長からのお話にもありましたとおり、先週起こりました東日本の大地震に伴う津波による甚大な被害や、福島原発の危機ということで、連日、そういう報道が続いておりまして、私どもも仕事がなかなか手につかないような状況もございますし、非常に落ちつかない状況でございますけれども、本日は第1回目の会議ということで、何とぞ円滑な会議の進行にご協力いただければと思います。

この市民自治推進会議は、自治基本条例第31条に基づき、市民自治にかかわるまちづくり等の施策の評価の仕組みの一環として設置された機関でございます。その自治基本条例に基づく施策とは幅広いものが該当するというので、今後は、この会議を中心にアンケートや無作為抽出による市民の会議などさまざまな評価の取り組みを通じて総合的に評価を進めてまいりたいと考えております。

今回は、指名委員として、学識経験者、地域のまちづくり活動団体の代表者、NPOなどさまざまな立場の有識者の方に委員をお引き受けいただいているところでございます。また、この会議に関心を持つ市民11人から公募委員の応募がありまして、選考の結果、横江委員と北野委員のお二人がこの会議に参加していただくこととなりました。

この委員の任期は2年間ということで、限られた期間ではございますけれども、皆様方の知識や経験を生かして、次世代に向けた札幌の市民自治のあり方を皆さんで創出していただければ幸いに思います。

それから、昨年、私の方でまちづくりセンター全87カ所を訪問させていただきまして、地域の方々からさまざまなご意見を伺ったのですけれども、やはり、皆さんそれぞれの立場、それから地域性というものが非常にございまして、市民自治やまちづくりの考え方や意見もそれぞれ異なってくるということも実感したところでございます。したがって、この会議の議論におきましても、最初から枠組みなどを決めないで、委員の皆様の忌憚のないご意見、ご議論によってこの会議を進めてまいりたいと思っておりますし、最終的に

は、年度ごとにこの会議の意見をまとめて公表したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上、簡単ではございますけれども、ごあいさつにかえさせていただきます。

本日は、よろしくお願ひいたします。

3. 委員自己紹介

○事務局（横井市民自治推進課長） 続きまして、今回、初めてお集まりいただいたということもございますので、委員の皆様から一言ずつ自己紹介をいただきたいと思ひます。

それでは、北野委員から順に、二言、三言、自己紹介をお願いしたいと思ひます。

○北野委員 皆さん、よろしくお願ひいたします。

今回、公募委員として応募したところ、選んでいただきまして、ありがとうございます。

私は、手稲区の富岡西一町内会で総務部長をさせていただいております。そういった経験から、市民の立場に立って意見を述べさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○喜多委員 NPO法人子育て支援ワーカーズプチトマトの代表の喜多と申します。

プチトマトは、16年目に入っておりますが、地域の中で、子育て全般、家庭支援ということで、ベビーシッターのような形で家庭に伺ってお子さんをお預かりするという仕事をしています。また、地域の中を子育てしやすい社会にするということで、2009年7月から麻生商店街と連携しまして、地域のいろいろな人が集まれる場所づくりということで、C a f e 亜麻人という3世代交流広場も運営しております。よろしくお願ひいたします。

○佐藤委員 北海学園大学法学部の佐藤克廣と申します。

専門は、行政学と言ひまして、政治学の中の一つになりますが、行政についての研究ということですが、最近は、いわゆる行政全般ではなくて、むしろ地方自治とか地方分権というところを研究しております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○福士（昭）委員 南区の石山地区町内会連合会の会長の福士です。

最近、福祉を取り巻く部分に関して、さらに、市の社協等も改革を進めてまいりまして、従来のような補助金に頼らない自前の運営をすべく、活動等を盛んに取り組んでいるところでございます。ひとつよろしくお願ひいたします。

○福士（明）委員 福士明と申します。

今は、大学で自治体法という自治体に関する法律を教えています。この委員名簿ですけれども、北海学園大学大学院法務研究科は4月1日からになるので、現在は北海学園大学法学部という形になっております。自治基本条例の制定のときにかかわらせていただいて、そのときに、育てるような条例という位置づけでしたので、それを育てていくような形がかかわらせていただけて、大変幸ひに思っております。よろしくお願ひいたします。

○丸山委員 丸山環境教育事務所の丸山博子と申します。

私の事務所は、個人の自営業を営んでおります。個人的に、一個人がどのように社会に参画できるかということに興味があるので、自分の仕事のスタイルも個人自営業ということで進めています。専門と申しますか、仕事の内容は環境教育ということで、名前からすると環境のことかなと思うのですが、どちらかというところと教育の方で、環境の保全をするためにいろいろな人間同士がどううまくやっていくのかというところを考えていきたいと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

○横江委員 横江光良と申します。

私も、北野委員と同じように、公募で参加させていただきました。前に、市民自治の会議に関係していた方と同じ市民活動連合会で活動をさせていただいていたということもありまして、以前から興味はあったのです。今回、参加できることになりましたので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

仕事の方は、NPO法人は平成16年からで、エルプラザ、清田区民センター、里塚地区センター等で、毎月、市民向けの講座をやっています。あと、日銀の金融広報委員会の金融広報アドバイザーをやっています、金融にまつわる講演依頼がありましたら北海道全域に行っていますので、またどこかでお会いする機会があるかと思ひますが、ひとつよろしくお願ひいたします。

4. 座長選出

○事務局（横井市民自治推進課長） それでは、市民自治推進会議の座長の選出にまいりたいと思ひます。

資料2に、設置要綱、会議の根拠の要綱を設けておりますが、その第4条で、会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定めるとあります。座長の選出について、ご意見がございましたらお願ひいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（横井市民自治推進課長） 特にご意見等がなければ、僭越ながら、事務局にて案を提示させていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（横井市民自治推進課長） それでは、事務局にお任せいただけるという話がございましたので、事務局案として、佐藤委員に座長をお願ひしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（横井市民自治推進課長） ありがとうございます。

それでは、これから座長に議事をお願ひすることといたしますが、今回はその場で議事を進行していただきたいと思ひます。

議事に入る前に、佐藤座長から一言いただきますとともに、会議設置要綱第4条第3項

で、座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理するとありますので、職務代理者のご指名をいただきたいと思います。

それでは、佐藤座長、よろしく願いいたします。

○佐藤座長 座長に選出いただきました佐藤でございます。よろしく願いいたします。

先ほど申し上げましたように、専門は行政学で、審議会は余りかけ持ちしないということで、今回、札幌市の行政評価委員会の委員長をやっておりましたが、任期切れということでめでたく卒業いたしまして、それならいいかということで、こちらの方をお引き受けすることにいたしました。

市民自治については、もちろん非常に関心がございます、いろいろな自治体、あるいは福士（明）委員もそうですけれども、ほかの国の自治の状況なども調べたりすることがございます。札幌市の市民自治が決してほかに劣るとは考えておりませんが、理想を言えば、目指すべきところは高いところに置かざるを得ないということがございますので、私自身も、この会議の中で、もしかすると市役所サイドにとりましては非常に耳の痛いことを申し上げることもあるかもしれませんが、決して札幌市の市民自治が低レベルだからというわけではございませんので、その辺は誤解のないようお願いしたいと思います。また、恐らくほかの委員の方々もそうだろうと思っております。

今回の会議がどのようになっていくのか、まだわかりづらいところがありますけれども、私なりに努力して会議を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いしたいと思います。

それでは、座らせていただきます。

先ほど横井課長からご案内がございましたように、設置要綱第4条第3項に基づき、職務代理者として福士明委員を指名したいと思います。

よろしゅうございますか。

それでは、そのようにしたいと思います。

5. 議 事

○佐藤座長 それでは、議事（3）の市民自治推進会議の趣旨・想定スケジュールにつきまして、まず、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○事務局（横井市民自治推進課長） 私から説明させていただきたいと思います。

A3判横長の資料3、平成23年度市民自治推進会議についてでございます。

素案、想定スケジュールでありますので、当初からのお話のとおり、この会議の皆さんでご議論していただく中で、スケジュールも微調整というか、いろいろ変わっていくこともあると思います。

この推進会議の設置目的ですが、要綱等にもございますように、自治基本条例第31条に、市民自治によるまちづくりに関する施策等をきちんと評価すること、市は、市民自治

によるまちづくりに関する施策、または、この制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、または運営されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならないということでありまして、この評価に当たって市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならないとございます。その仕組みの重要な一つとして、この市民自治推進会議を設置させていただいております。

その構成が、今回の選任では8名の委員をもって組織し、座長は、委員からただいま互選されたとおりでございます。

3番目になりますが、札幌市自治基本条例の各条項に基づきいろいろな事業や取り組みをこの推進会議の評価の対象として、それが条例の趣旨に沿ったものとなっているかということを検証していただきたいと思っております。札幌市における市民自治の取り組み総体についての評価をいただきたいと思っております。

評価の方法ですが、会議を進める中で議論を深め、評価していただくこととなりますけれども、きょうは第1回目の会議ですので、事務局からこれまでの札幌市全般における市民自治の取り組み状況について、資料をもとに説明させていただいて、次回、あるいは3回目の会議以降に、特に課題に重点的に突っ込んでご議論いただき、評価いただきまして、必要に応じて市役所の担当部局の担当課長等呼んでヒアリングを行うなどして情報を集約しながら検証を進めていきたいと思っております。

委員の委嘱は2年間ですが、条例上は23年度で5年間を経過します。第32条までの条例ですけれども、5年を超えない期間ごとに市民の意見を聞いて、検討を加えて条例の見直し等の必要な措置を講じるとございますが、23年度は、集中的にこのことも踏まえて会議を動かしていきたいと思っております。

一番下の6番の今後のスケジュール（素案）でございますが、きょうを1回目として、大変ご迷惑をおかけしますけれども、夏までに月1回ぐらいのペースで会議を進めていきたいと考えております。きょうの3月16日が第1回目でございますので、2回目は4月の下旬、3回目は連休の明けた5月の間、そして、6月、7月と4回、5回というふうに考えております。1回、2回は、事務局から現状の概括報告をさせていただいて、意見交換の中で、この辺が課題であるということをお話いただき、23年度がメインでございますので、23年度の重点検討項目をご議論いただこうと考えております。そして、4回目で、現状を評価するところまで踏み込めればよいと思っております。そして、見直しの方向性はどうかということがあると思っております。7月には、中間報告のようなものができる形まで行きつければと思っています。7月下旬には、市役所の中の自治基本条例をきちんと運用し、評価していく役所内部の検討部会として、副市長を本部長に市民自治推進本部を設けております。この市民自治推進本部で、これも公開の場ですが、きちんと報告させていただいて、役所の中での一応の整理はさせていただきたいと思っております。夏休み明けの9月以降、もっと突っ込んだ、ある程度の中間報告に沿った当年度の検討する課題としてヒアリング等々を続けていきたいと思っております。

こんな形で想定スケジュールを示させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○佐藤座長 ありがとうございます。

ただいまの点について、特に、簡単な質問を先に受けさせていただいて、全般の質疑等については（４）の報告をいただいてから受けたいと思いますが、今の点について何かございますか。

○丸山委員 丸山です。

質問をさせていただきます。

１の目的の部分ですが、ここの表現は、公募を行うときの表現と同じ文章でしょうか。

○事務局（横井市民自治推進課長） １の目的については、公募のときと同じ表現とさせていただきます。

○丸山委員 わかりました。

ちょっと気になりましたのは、３行目の中ほどに「専門的な見地に立って」という表現があります。この文言が入っていたかどうか、私も記憶が定かではなかったので、確認をしたいと思った次第です。この文言を入れた理由があれば教えてください。

○事務局（横井市民自治推進課長） 専門的な立場に立ったご意見をいただける分野の方々もいらっしゃるのです、そういうことも入れているのだと思います。専門的な見地という言葉は使っていないのですけれども、大学の先生や町内会の代表の方など、専門的なご意見をいただける方々と一緒に議論をしていただきますという趣旨で募集しています。

○佐藤座長 とりあえず、先に説明を先にさせていただいて、次第３の質疑等の時間で少しディスカッションをしていきたいと思ひます。

議事（４）のこれまでの市民自治の取り組み状況について、資料４、５に基づいて、事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局（横井市民自治推進課長） 資料４、札幌市自治基本条例各条項に係る主な取り組み状況でございます。条文は、第１条から第３２条までございまして、それぞれについて、札幌市としてどのようなことを取り組んできたかということでもあります。

第１章の第１条から第５条までは、総則、理念の部分ですので、省略させていただきます。第２章、市民の部分から、その条文が生かされるためにどのような取り組みをしたかということ具体的な施策、事業として取り組んでおりますので、その一端をこの資料をもとに説明させていただきたいと思ひます。

まず、第８条の市民の責務でございます。

市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるということでもあります。それから、市民は、まちづくり参加に当たっては、みずからの発言と行動に責任を持つ、こういう条文でございますが、市民の責務という部分で、市民のいろいろな思いや考え方をきちんと把握し、施策に生かしていく必要があるということから、市政世論調査、それから、市民アンケート調査を毎年やっております。世論調査は年に１回、アンケート調査は年に２回でございます。市民の声を聞く課と

いうところが担当して行っております。

この世論調査の方は、一つのテーマを中心にいろいろ深く聞いていくことをポイントにしております。1,500名の方に訪問させていただいて、質問書を置いて、しばらくたってその質問書を回収に伺うという方法をとっております。1,500名のサンプル数に対して88%強の回収を得ております。市民アンケート調査は、年に2回行っております。1万人アンケートという表現で、1万人の無作為抽出のサンプルに郵便で発送させていただいて、回答いただいて郵便で回答をいただいておりますが、約5割の回答をいただいております。

それから、第9条の事業者の責務でございます。

事業者としても、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるということで、事業者に地域のまちづくりに関して協力をお願いし、連携を求めていくということを札幌市の取り組みとして進めております。企業、事業者との連携ということでありますと、さっぽろまちづくりパートナー協定ということで、札幌市では、これまで企業等6社と連携の協定を結んでおります。一番最初に連携協定を結んだのがサッポロビール株式会社だったと思います。それから、北海道コカ・コーラボトリング株式会社、イオン北海道等、一番新しいものでは社団法人札幌青年会議所と連携協定を結んで、6者と結んでおります。

それから、その地域の企業が社会貢献ということでNPOと連携することが今ではかなり行われていますが、このマッチングを札幌市としてもお手伝いすることができるだろうということで、さっぽろまちづくり研究会を主として主催し、参加を呼びかけております。現在のところ、84者が参加して、社会貢献活動についていろいろと研究、情報交換を行っております。20年11月から開催し、これまでに8回の研究会を行っております。

第3章 議会及び議員は、第10条から第12条ですが、議会についても、議会の役割を深める意味で、議会図書館の資料など、議会の図書館のスペースを大きくするなり、あるいは閲覧コーナーを充実させるなりして、そういう取り組みを進めております。市民に議会の活動について十分ご理解いただくという趣旨から、市民に開かれた議会、インターネットによる議会中継が行われております。それから、議会だよりということで、子ども向けのホームページも平成20年から設置しております。

第12条の議員の役割として、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行する、まちづくりについてのみずからの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聞き、政策形成及び議会運営に反映させるように議員は努めるとなっておりますが、こういった中では、請願・陳情に関する制度運用がきちんと図られているものと思います。請願というのは紹介議員がいる形、陳情というのは紹介議員がいない形であります。議会の扱いは同じであります。

請願件数、陳情件数でございますが、例えば、今回、第1回の定例市議会においては7件の陳情を審査しております。

第4章の市長及び職員です。第13条から第16条まででございますが、市長の役割及び責務というところに位置づける事業として、市長みずから地域に出かけていろいろな方のお話を聞くということで、「タウントーク」と言っておりますものを各区で行っております。平成21年度からは、そこにも書いておりますように、「ふらっとホーム」と名前を変えて実施しております。

それから、第14条の職員の責務ということで、まず、条例の肝でありますところの市政への市民参加、情報共有ということを職員の仕事の中にきちんと位置づけることがまずもって大事なわけございまして、市の内部でそういう管理をするために、市民自治推進本部を、副市長を本部長として設置しております。年に1回もしくは2回の本部会議を開催しております。職員が仕事をする上で、情報共有、市民参加をきちんとすべての仕事に位置づけられるものは位置づけていき、市民参加についても、特に重要な事柄についてはさらに市民参加のいろいろな取り組みができるのではないかと、一つ、二つということではなく、複数の取り組みができるのではないかとということで、どのような場合にどういう手法があって、こういった場合は必ず市民参加の手法を取り入れてその事業あるいは施策を推進していくということを職員が必携のものとして手引にしております。職員が仕事をする上で、この必携の手引に沿った市民参加、情報共有の取り組みを必ず行っているということです。

仕事をする上では、決裁をとるための起案書を書くのですが、部長職以上の決裁が必要な重要な起案については、この市民自治が手引に沿って行われているかということを確認する意味でチェックリストをつける形としております。そのチェックリストに基づいて、情報共有がちゃんと図られているか、市民参加がちゃんと図られているかということを経営監督者が再度チェックし、ルーチンな仕事にはしないということです。

それから、第15条の職員の育成という中では、研修がすごく重要になってまいりますが、職員の研修をする際にも、市民と一緒にファシリテーションというか、会議をうまく進めるとか、話し合いがうまく進むようなスキルを身につけるという意味で、市民とともに職員が研修を行う形を平成21年度から進めております。この講師を丸山委員にもやっていただいております。

それから、それぞれの部局が自治基本条例に基づくような取り組みをさらに職員に徹底するような意味での部局研修を進めておりますし、自治研修センターというところでは、職員のワークショップ技術などの取得のための研修も行っております。

第5章の行政運営の基本ですが、行政運営をきちんとやっていくということでございます。第16条は、市民参加と情報共有を基本とした効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行うということです。行財政の計画、評価の制度を相互に連携させということを経営上位置づけておりますが、その取り組みとして、まず、行財政改革プランを平成19年につくっておりますが、今年度で一たんの完結を見ますので、新たなプランづくりを次年度以降はしていくことになろうかと思っております。

それから、財団法人等の出資団体、いわゆる三セクですが、市が出資している団体の組織情報の公開、指導、出資団体改革プランをもとに市民の意見を公募するような取り組みもやってきております。

第17条は、市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するというものでございますが、第2次札幌新まちづくり計画という4カ年の中期計画がございしますが、平成18年度の制定として、その計画策定手続の中で市民意見をきちんと取り入れてきているところでございます。その第2次札幌新まちづくり計画の中で、政策の指標、成果指標をそれぞれの事業ごとに設けておりますので、それが達成されているかどうかという市民意識の調査なども平成18年から行ってきており、それも公表してきております。

第18条の財政運営ですが、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて予算を編成するとともに、健全な財政運営に努めるとございますが、市の財政、予算編成について、まず、その方針を公表します。それから、予算要求の段階、編成過程においてそれをホームページ等でお示しして、市民のご意見を伺うパブリックコメントをとっております。政令指定都市の中でも、予算要求の段階で意見を募集している都市は、札幌市のほか二つ、三つの指定都市しかなかったと記憶しております。

それから、財政状況がよりわかりやすい、中学生に札幌市の予算の仕組みがどうなっているかということを知りやすい形で、さっぽろのおサイフというパンフレットを発行しています。

第19条の行政評価ですが、先ほど、佐藤克廣座長のお話にもございましたが、行政評価委員会を持っておりまして、外部の視点からの評価を行っております。それから、札幌市の予算に伴う事業として、小事業で言えば千五、六百の事業があるのですけれども、その事業ごとに行政の職員が自己評価のシートをつくって、それをホームページ等で公開しております。22年度は、行政評価委員会のほかに、市民評価ということで無作為抽出のもと、応募いただいた市民も加わった事業仕分けという形で説明してございましたが、そういう市民評価も行っており、それなりの事業縮減の効果が出てきております。

第20条ですが、公正で信頼の置ける行政運営の確保ということで、監査委員、それからオンブズマン制度の運用でございします。4名の監査委員と、オンブズマンは、平成13年から制度化しておりますが、3名の委員でございします。また、公益通報者保護に係る制度の整備ということで、これは市職員の違法行為、あるいは違法なことが行われる、市民の利益に反するようなことが行われるようなことを職員が知った場合、それを内部告発できる制度を設けております。それが平成21年度からということでございします。

右上の第6章に参ります。

市民参加の推進ということで、この条例の肝となる部分でございします。

適切な市民の市政への参加の実施ということで、先ほどもお話ししましたけれども、職員必携の手引をもとに、市民参加の一つの物差しとしていただき、仕事をする上での市民参加のいろいろな手法の取り組みをきちんとやっていくということにしております。さら

に、パブリックコメントの制度がございます。それから、附属機関等における公募委員の導入です。これは、要綱で定めておりますが、原則、附属機関には、市民の公募を行い、委員にきちんと位置づけるということでありまして、この場もそうです。それから、市民意見の政策反映システムの導入ということですが、ふらっとホームなどで市長が各区を回っていろいろと意見をいただく、あるいは、市民の声を聞く課というところには、日々、手紙もありますし、要望書のたぐいもありますが、いろいろな市民の声が寄せられますが、その中で簡単に終わらないようなこと、あるいは重要なこと、そして複数の部局にまたがるものをきちんと内部で検討するような仕組みに乗せていこうということで、市民の声が所管しています政策反映システムを実施しております。

第22条は、住民投票の規定ですが、必要な案件があったときに個別に条例を設置して住民投票を行うことができるということでありまして、札幌市としては、まだそういう条例もつくっておりませんし、住民投票を行った実績はございません。

第23条は、市民によるまちづくり活動の促進ということで、平成20年に札幌市市民まちづくり活動促進条例が施行されました。その中で重要な制度でありますけれども、寄附文化、市民が市民を助け合うというか、市民がまちづくりを支援していくために原資となるお金を集めていこうというさぼーとほっと基金を平成20年度に設置しており、3カ年たっておりますが、約1億5,000万円のお金が集まっております。そういう意味では、市民のそういう意味での意識は高まってきていると思います。

第24条は、青少年や子どものまちづくりへの参加ということで、平成21年にいわゆる子どもの権利条例を策定しております。子どもへの情報発信を助ける、あるいは子どもの市政への参加など、子どもにかかわるような事業を行うところについて、先ほどと同じように、市民参加、情報共有の手引をつくっておりますが、子どもの権利条例についても、職員向けの手引を作成し、各部署に配っているところです。それから、子どもの地域でのまちづくり、地域に関心を持っていただいて、いろいろな市民活動を理解していただき、町内会を初めとすることを理解していただくということで、これは私どもの方で作成して配っておりますが、小学校3年生全員に子どものまちづくり手引書というものを配付させていただいております。子どものうちにまちづくりや地域への参加ということをきちんと意識していただき、勉強していただくということでございます。

第2節の情報共有でございますが、第25条の情報公開では、公文書公開、情報公開条例というものを札幌市は運用しております。市政刊行物コーナーの運用もそれに付随するものでございます。

それから、第26条の情報提供では、先ほどもありましたけれども、タウントークがふらっとホームというふうに名前を変え、それから、出前トーク、出前講座とありますが、札幌市では、市のいろいろな事業、施策について地域に出向いて行って講座、説明をし、意見をいただくということをやっております。出前講座は、課長職がおおむね10人ぐらいの地域の方のところのリクエストに応じて出向いております。出前トークは、部長職が

行っている形になります。この辺の中身については、次の資料で詳しく説明させていただきたいと思いますが、対話型の情報提供をきちんと市民と向き合ってお話しさせていただくということを推進してきております。それから、市民参加の実施予定、実施結果の公表ということも、ホームページや、情報誌をつくってまちづくりセンター等に置くような形で行っております。

それから、今年度、つい最近の話ですが、札幌市のホームページがちょっと整理され、見やすくなったというか、リニューアルしておりまして、情報にいち早くたどりつけるようなホームページの考え方を庁内的にきちんと統一して持っております。それから、市民が参加できる会議ということで、きょうの会議もそういう意味ではご案内させていただいているのですけれども、市民が傍聴できる会議、あるいは参加できる会議、公募の委員などですが、そういったものもホームページできちんとお知らせをさせていただいております。

第27条は、個人情報の保護ということで、個人情報保護条例を平成17年から施行し、案件において審議する審議会も持っております。

次に、第3節、身近な地域におけるまちづくりの推進ということで、第28条、第29条でございます。

地域の中でいろいろな課題を解決するために、地域の方みずからが考え行動する、そういう環境づくりをしていくことが重要でありますので、まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくりを行うということです。市内に87のまちづくりセンターがございますが、おおむね連合町内会ごとにまちづくりセンターを拠点として設置しておりますので、そこでまちづくり協議会の活動を支援します。まちづくり協議会というのは、連合町内会を中心としたいろいろな地域の団体が緩やかな連携を持って地域課題に対応していくという場でございますけれども、そういう活動を支援します。それから、まちづくりセンターそのものも地域の方がみずから運営していくということも制度としてできるような形にしております。ここにある地域交付金というのは、地域で自主運営をしたまちづくりセンターにおいて、地域課題の解決のために使う支援としての補助金でございます。おおむね200万円ぐらいでございます。それから、各区に4,000万円ございますが、元気なまちづくり支援事業における地域のまちづくりの支援も行っております。各区4,000万円ですが、区全体のまちづくりという形でいろいろな事業を組んでいるということもございまして、地区ごとに行っている部分となりますと、おおむね100万円ぐらいの規模かと思っております。それから、まちづくりセンターでは、地域のいろいろな情報が掲示板やインターネットで見られるような形とか、地域によっていろいろ事情は違いますが、そういう情報共有スペースを設置してきております。

第29条は、先ほど、元気なまちづくり支援事業というお話をしましたが、区が裁量を持っていろいろなまちづくりの事業を行えるような形の予算を組んでおります。区の単位で、連合町内会などを中心としたいろいろな団体がまちづくりについての情報交換を図れ

るような形の区民協議会を既に全区に設置されております。

それから、第7章、他の自治体との連携協力ということで、札幌広域圏組合がございますが、札幌周辺の市町村と、特に観光や農業などの事業連携を行います。それから、大学の連携ネットワークも、札幌を含む広域圏で連携できるような形の取り組みをしております。

第8章の第31条は、この自治基本条例がきちんと行われているかどうか評価していこうということでございまして、きょうの市民自治推進会議もそうですが、市民による集中評価会議を平成19年から実施しております。こういったことも後で詳しく説明する機会がございますけれども、無作為抽出でおいでいただいた30人の方に1日かけて自治基本条例の取り組みを評価いただくということがございます。それから、先ほど、1,500ないし1,600の市の事業を職員がきちんと評価し、それをホームページ等で公開しております。その中で、その事業が市民自治の観点からどのような取り組みをしているのか、市民参加、情報共有ということでどのような取り組みをしているかということも行政評価の中に項目として加えております。それから、有識者、公募委員等で構成される市民自治推進会議、これはこの会議のことでございます。それから、市民自治のアンケート調査も行っております。

また、第32条の条例の見直しは、これから検討させていただくということでございます。

ちょっと長くなりまして、申しわけございません。

○佐藤座長 ありがとうございます。

資料5はよろしいのでしょうか。

○事務局（横井市民自治推進課長） 資料5は、特に市民自治の推進に係る主な取り組み成果ということで、市民参加、情報共有ということに絞って、これまで条例ができてからどのようなことに取り組んだかということ、先ほどの話ともダブりますが、より詳しく書いたものです。

これも説明させていただきます。

まず、市役所内部でどんなことをやってきたのかということで、先ほどもお話ししましたように、自治推進本部ということで、副市長を本部長として内部管理をきちんと構築したということと、この推進会議、それから無作為抽出の市民の方に参加いただく集中評価会議をこれまで4回実施して、市民参加による評価の仕組みをつくってきております。世論調査やアンケート、また、市民自治推進室でもアンケートをとって、いろいろな市民自治の意識を把握し、企業の社会貢献を促進してきております。これは、二重丸ということで、成果を括弧で囲っているところにご紹介させていただいておりますけれども、自治推進本部の中でいろいろ議論したことが、チェックリストをつくる、あるいは市民参加型の職員と市民がともに学ぶ研修が実現しております。それから、公募委員や無作為抽出の市民が市民自治の施策の評価にきちんと加わっていただいております。それから、企業

の社会貢献活動を進めるため、NPOとのマッチングでは84社が参加しております。また、先ほどもタウントークやふらっとホームの話をさせていただきました。あるいは、市長がそういう会合に呼ばれてお話をすることにもございまして、約1万人と市長が話をしています。それから、出前講座は、218のテーマが部局からありますが、そのテーマに14万人の市民が参加しているということがあります。

それから、事業や取り組みへの市民自治の反映では、局・区実施プランということで、部局ごとに実施プランを年度当初につくり、公開しております。その年度の局の取り組み方針をきちんと示しているものでございますが、これについても市民自治の観点からどのような取り組みをするのかということを中心に位置づけ、プランに入れてきております。成果も二重丸ということを書いておりますが、市民参加の取り組み、情報共有の取り組みは、局のプランのレベルでも増加してきているということです。先ほど、手引をつくって職員が必携のものとしていると申しましたけれども、市民参加の参考となるような取り組みの事例集もつくって、いろいろ配付させていただいております。

それから、ワークショップでの意見交換など対面型の市民参加が増加してきております。19年度と20年度の比較では、取り組みとしては1.7倍にふえてきております。

もう一つは、職員のための情報共有の手引、チェックリストの運用ということで、これはまだ取り組んだばかりでございますが、周知という意味では、約97%の職員に研修や会議の場で周知を徹底しております。チェックリストの最終チェックをする部長職にアンケートをとりましたところ、半分以上の職場でこういう市民参加の取り組みの議論が活性化しているというアンケート結果がございました。それも評価できるのではないかと思います。

それから、行政評価シートでは、市の事業は全部で1,700ぐらいになるのですが、その事業ごとに内部評価をしている中で、市民自治の観点で市民参加や情報共有がその事業にちゃんと取り込まれたかということをご担当部局に書いていただいておりますが、その中をチェックしましたところ、二重丸で書いていますが、市民にすごく影響のある施設の整備や新設、市民参加を必須としている取り組みの中では、ほぼすべて市民参加がちゃんと行われているということがわかっております。ただ、職場の庶務的な、例えば、我々が超過勤務をするような予算というものもありますけれども、それも一応は事業になっています。そういった部分を書かせるようなことを求めていますので、記入されていないとか、ちゃんと評価されていないという例も半数ほどございます。今後は、この辺の職員の意識を周知徹底する必要があると考えております。

右上の方に行きますが、情報共有の推進ということで、これがどのように取り組まれたかということのより詳しいお話でございます。

先ほども申しましたけれども、札幌市のホームページを充実しました。それから、市民参加の実施予定、実施結果をきちんとホームページや通信誌で公表してきております。また、きょうの会議もそうですが、市役所の会議を事前にホームページで公表してきており

ます。こういったことの成果としては、公開されている会議は年に約250あるわけですが、常時、その情報を提供させていただいております。アンケートをとった結果、ホームページなど市が出している情報量は適切と市民の半分の方から回答をいただいております。また、その市の発信する情報が「わかりやすい」と半分以上の方、57%の方が回答していて、「わかりにくい」という回答が10.8%ということでございます。

市民参加の推進、第21条から第24条では、市民評価、札幌版事業仕分けを昨年初めて実施しました。それから、市民活動促進条例の制定の結果、さぽーとほっと基金という市民のまちづくりを助ける基金で、この資料では1億2,000万円というちょっと前の数字が出ていますが、1億5,000万円の寄附総額を達成してきているところです。市民参加の推進の成果ということでは、市民評価による市民議論の活性化、市民意見の予算反映ということがございますとともに、新まちづくり計画や予算案への意見の反映、意見公募の実施、それから、基金の話は先ほどお話ししましたが、除雪に関しても、地域と創る冬みち事業ということで、各区の土木事業所が単位町内会ごとにいろいろきめ細かな除雪のあり方で現場を確認しながらやっております、565の町内会で実施されております。また、子どものまちづくり手引書は、先ほど申しましたように、約1万5,000人の小学3年生がいらっしゃいますが、小学3年生から配付して、小学校3年、4年、5年、6年と小学校を卒業するまでの間でこの手引書を使って授業をしていただいております。

これは、マイナス面で課題となることですが、市政への参加の意欲ということで、これはアンケートの結果で、76%が「市政への参加の意欲がある」と回答している反面、「市政への参加の機会が少ない」と回答された方も69%、7割近くとなっておりますので、意欲はあるけれども、参加の機会が担保されていないという現状かと思っております。意見の反映について、「反映している」という評価が36.2%でございます、「よく反映されている」が4.2%、「まあまあ反映されている」が32%であります。これもまだまだ実感が伴った取り組みにはなっていないのかなということでございます。

地域のまちづくり活動の推進であります。まちづくりセンターが、元気なまちづくり支援事業を、区の4,000万円というお話をさせていただきましたけれども、まちセン単位でいけば100万円ぐらいなのかなと思っております。そういうことを拠点として活動の支援をしておりますし、まちづくりセンターそのものも地域みずからの手で運営して、地域のいろいろな課題解決により向き合えるような体制を組んでいただいているところもございます。

それから、その地区の連合町内会を軸としていろいろな団体が地区の中で連携を組むまちづくり協議会がほとんどすべての地区で設置されておりますし、10区において区民協議会を設置したところでございます。地域のまちづくり活動ということでは、成果で二重丸として上げていることとして、先ほど若林局長のごあいさつにもありましたが、篠路清掃工場が短期間で、新ごみルールにあわせた分別、減量の推進が図られまして、建てかえをするときに370億円かかると想定されていたものが建てかえなくてもいいということ

になったわけです。また、まちづくりセンターごとのまちづくりの事例数が759事例以上増加しております。これは、まちづくりセンターという名前を変えたのが平成16年からですから、平成16年以降の取り組みとして、地域におけるまちづくりの事例が8倍にふえているということです。地域のまちづくり協議会が87カ所のうちの約9割設置されましたので、75地区でまちづくり協議会をつくっております。さらに、区民協議会は全区で設置されたということです。まちづくりセンターの自主運営化は、87カ所のうちの8カ所が地域で人を雇って、まちづくり協議会がまちづくりセンターの運営を行っております。南区石山の福士（昭）委員も、地区のまちづくりセンターの自主運営化をいち早く行っているところでございます。その結果、地域の連帯感が拡大したという評価をいただいているところでございまして、まちづくりセンターの敷居が低くなるという声も寄せられております。

三角の課題としましては、これも市民アンケートの結果ですが、地域のまちづくりへの参加意欲が「ある」という方が64.3%、7割弱でございます。また、まちづくりへの参加経験があるは53.8%にとどまっております。それから、まちづくりセンターの名称等ですが、まちづくりセンターは、今までの連絡所から名前を変えましたけれども、まちづくりセンターという名前を知っていますかということで、去年、調査を行ったのですが、56%が知っているということでした。どんなことをやっているか知っているかというのはさらに少なくなりまして、33.4%、4割に行かない認知度にとどまっております。この辺のPRはまだまだ必要なのかなということでございます。

大変お時間がかかって申しわけありませんが、資料の説明を終わらせていただきたいと思います。

○佐藤座長 ありがとうございます。

それでは、今、資料の4と5を説明いただいたわけですが、資料3で先ほど出たことも含めまして、質疑応答に入らせていただきたいと思います。

まず、先ほどの資料3の専門的な見地というところですね。先ほど、丸山委員からご発言がございましたけれども、発言の趣旨を若干お話しいただけるといいと思います。

○丸山委員 条例の第8章の第31条に基づいて推進会議が設置されたわけですが、第31条は、市は評価を行うということで、主語が「市」なのです。きょうの配付資料の2番目にある会議の設置要綱の方も、明文化はされていませんが、「第31条の規定に基づき」というところから始まっていますので、「第31条の規定に基づいて、専門的な見地に立って市民自治によるまちづくりの施策等を評価するため」の主語は市であるというふうに私は読み取っていました。そして、きょう配られたA3判の資料の3番目の会議の目的のところは、「市民自治推進会議は」ということで会議が主語になっています。会議の評価をする目的とするという部分に専門的な見地に立って評価をするのだということが書かれているので、市が専門的な見地で評価することと、会議が専門的な見地で評価することとはちょっと違うのかなと私は読み取りました。私の意見としては、要綱

に基づいた表現の方が適切なのではないかと思っています。

以上です。

○佐藤座長 ありがとうございます。

条例では、市が評価をすると。その際、条例には「専門的」という文言は入っていないのですけれども、専門的な見地に立って行うことに役立てるため、市民自治推進会議を設置して、その議論を参考にして専門的な見地から市民自治によるまちづくりの施策等を評価するという筋ではないかということですね。

今の丸山委員の質問に対してお答えいただけますか。

○事務局（横井市民自治推進課長） 条例の第31条にある市は、条例に沿った取り組みがされているかどうかを評価し、必要な見直しを行うというのは、仕組みを整備しなければいけないということなのです。仕組みを整備するということは市が責任を持ってやることなのですが、市役所が考えるということももちろんありますけれども、今回の自治推進会議もそうですし、いろいろなアンケートの結果を生かすということもございます。また、まだ説明が足りないのですけれども、無作為抽出の市民の方にそういう取り組みをご議論いただいた集中評価会議というものもございます。こういったものを組み合わせる中で仕組みとなっていけばいいのかなと考えておまして、その仕組みを市民自治推進本部で市の内部的に評価をし、実際の施策を打ち立てていくということなのです。

資料3では、市民自治推進会議は評価するという形で、主語が市民自治推進会議になっていますけれども、全体として、この市民自治推進会議も含めて、アンケートの結果も含めて、あるいは集中評価会議という無作為抽出の市民の方に参加いただいている会議も含めて、総合的にこの条例の運用状況を評価いただくものの仕組みを市としてつくっていくことになるのかなと思っておまして、それぞれにいろいろ評価いただいたことを総合化することは市の方で取り組んでいくことになると考えております。

市の方で総合的に評価していく中の重要な一つとしてこの市民自治推進会議を位置づけさせていただいていることは間違いないので、この資料では、自治推進会議が軸となってやっていただきたいという気持ちから、推進会議で評価いただく部分が大きいのかなということを表示させていただいております。もちろん、それで決まるということではなくて、いろいろな取り組みを組み合わせる中で、市としてどうするのかということをお自治推進会議等でまた整理していくということになります。

○佐藤座長 恐らく、丸山委員は、「専門的な見地に立って」という文言が気になったのではないかと思います。考えようによっては、確かに専門的な見地ということもあるのですけれども、むしろ、市民の立場、あるいは市民の目線に立って市民自治をやるということが本筋ではないかというふうに私は読み取りました。

○丸山委員 ありがとうございます。

率直に質問させていただければ、この会議にどの程度というか、どういう意味の専門的な見地に立ってほしいのかというところが、いま一步、私には理解できにくかったという

のが正直なところです。また、この会が、第31条にあるように、いろいろなどは書いてありませんが、必要な見直しを行うための仕組みを整備するというその一つとしてこの会議が位置づけられており、いろいろなものの中で分野をつけるのであれば、この会議が専門的な見地なのかどうかということが知りたかったのが一つと、どうなることが専門的な見地なのかは私にはわからなかったということです。

上手に質問できませんでしたが、以上です。

○佐藤座長 ありがとうございます。

その点について、今お答えできることはございますか。

○事務局（高野市民自治推進室長） では、私の方から申し上げます。

市は、仕組みを整備しなければいけないということなので、アンケートにしても、市民による集中評価会会議、それから、市民自治推進会議も仕組みの一つということで、ツールの一つだと考えております。それから、専門的な見地というのは、専門的というと学識経験者みたいなイメージがあるのですけれども、私は、町内会やNPO活動といった活動分野でなさっている方々の意見もある意味では専門的な分野だと思っております。そういう認識でおります。別に、専門的だから有識者ということではなくて、それぞれの分野の方が専門的な見地で、例えば北野委員であれば、町内会活動を通した専門的な考え方があったりするわけですから、そういう意味だと認識しております。

○事務局（横井市民自治推進課長） それぞれ町内会の活動の実践をされてきて、NPOの活動をされている方とおります。それから、公募委員の方のお話もよくよく聞きますと、今、室長がお話ししましたように、町内会での実践をベースにご意見をいただけるというお話や、NPO的な取り組みもいろいろされていたということを公募の方々から聞いておりますので、それぞれの背景といいますか、培ってきたものをもとにご議論を深めていただきたいという趣旨でございます。

こちらから指名させていただいている学識経験の先生お二人と、丸山委員については、NPOの活動もそうですけれども、環境教育ということに携わってこられたという視点も踏まえてという意味で専門的という書き方をさせていただいております。こういう書き方をしまして、この会議で何か専門的なことを言わなければならないのかという形でとられたとすれば、それは趣旨と反することになると思いますので、その辺はご議論いただければと思います。

○佐藤座長 「専門的な見地」という言葉が要綱にも出てきますし、資料にも出てきて、専門というと、スペシャライズして狭いところというイメージもありますが、今の室長のお話にもございましたように、ここでは専門的という言葉幅広く受け取って、さまざまな議論をしていけるのだというふうにとらえるということによろしくございますか。

そのほか、各委員から何かご質問、あるいはご意見がございましたらお出しいただければと思います。

福士（昭）委員、どうぞ。

○福士（昭）委員 資料5の市民自治の取り組み成果については、さまざまな取り組みをずっとやってきて、平成19年に自治基本条例が制定されて今日に至っている中で、二重丸の部分がさまざまあるのですが、正直に言って、札幌市民にとって自治基本条例というものはまだ極めて遠い存在というイメージがあるのです。ですから、一番最初に説明されたように、スケジュールを持って広めていくということもその中の選択としてはあるのでしょうけれども、そういったことをしながら、まだ三十何%ぐらいにしか周知徹底されていないということであれば、我々も先ほどから出されていたのですが、立場として非常にづらいものがございますから、そこら辺の施策について事務局の方で、我々が自由に話をしてもいいのでしょうかけれども、基本的な物の概念をこれから徐々に組み立てて提示してもらえれば非常にやりやすいと思うのですが、いかがですか。

○佐藤座長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局（横井市民自治推進課長） この資料の最後にあるまちづくりセンターの件ですが、もちろん、この辺は大きな課題で、市民意見の反映についても「反映している」という評価が36%ですので、自治基本条例に基づく施策や地域のまちづくりセンターについても、それから市民参加ということの実感についてもまだまだ足りないのだと思います。それが、ここまでやってきてこんな状況なわけですから、さらにそれをどうやっていけばいいのかということ率直にご意見いただければと思います。もちろん、取り組みとして何か手を打たなければという部分が多々あるという認識は持っておりますので、率直なご意見をいただきたいということでございます。

○事務局（高野市民自治推進室長） 私も、今回、まちづくりセンターを全部訪問して、福士（明）委員のおっしゃるとおり、まちづくりセンターの認知度、役割、それから、自治基本条例のことに関しては、町内会関係の方は割と知っているのですが、一般市民の方が全然知らないのです。この間の市民による集中評価会議でも、まちセンを知っている人と言ったらほとんど手を挙げないような感じでした。当然、自治基本条例についても全然知らないという現状がございます。ですから、今までの取り組みとはちょっと違った抜本的なPRとか、PRだけに限らず、いろいろなことをやらないと周知徹底はできないのではないかと考えておりますので、その辺でよいお知恵があればぜひ拝借したいと思っております。

○佐藤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○福士（明）委員 今のご意見と一緒にすけれども、アンケートをとるときに、以前、ニセコ町では自治基本条例の浸透度を調査したことがあるのです。そういう形で、市民の方と同時に、庁内に浸透していくようなものもやっていただきたいと思います。

○佐藤座長 庁内というのは市役所の中ということですね。市役所職員ですね。

○福士（明）委員 そうです。

○佐藤座長 その辺は、先ほど来、取り組みの話が出ていましたね。

○事務局（横井市民自治推進課長） 例えば、チェックリストについて部長職のアンケートの結果、雰囲気ですが、56%の職場で、仕事をやるときに市民参加や情報共有ということ職員が話をするようになったという実感がこのアンケートから出ていると思います。ただ、そうはいつでも、一つ一つの事業がどうだと。先ほどの内部評価のシートの中では、半分ぐらいが適切に書かれていないということもございまして、条例施行5年を経る前に内部での取り組みを考えていかなければならないと思っております。先ほどのチェックシートの取り組みについても、例えば石狩市では、すべての起案を担当セクションで、石狩市も基本条例を持っていますので、特に重要な事業、新規に起こすような事業については相談に乗っているわけです。すべての起案ということになると、札幌市ではかなり膨大になるとは思いますけれども、それを逐一、市民自治推進課でチェックできるかということ、現実的になかなか難しいところは確かにあると思います。そのときに、市民参加が必須とされるような重要な仕事や事業、施策について、中身をきちんと相談させていただくとか、担当部局のプロセスに介入していくようなシステムが必要かと思っております。どんな形でというのはこれからですが、そういうことは意識として持っております。

○福士（明）委員 私が言っているのは、自治基本条例を知っているかということ、例えば今が30%だったら、何年か後には目標として50%になるとか、そういう単純なことです。

○事務局（高野市民自治推進室長） 成果指標とか、そういうことですか。

○福士（明）委員 そうです。単純に知っているかどうかということから始めて、本当は自治基本条例を見て、根拠となっているのはそういう趣旨なのだという意識づけまでできればいいのですが、とりあえず知っているというのをふやしていくということです。

○事務局（横井市民自治推進課長） 内部ということ言えば、職員が知っているかということですがけれども、それは全職員が知っているという考え方で我々はやっています。確かに、そういう意味でのアンケートをとったことはないです。知っているけれども、それが仕事の中で必須のものとして日々生かされているかということ、そこまでになると、いろいろな調査なり働きかけが必要になると思います。先ほどのチェックリストの中身についても、事業部局に介入して行って、精査したり、あるいは相談に乗っていかなければならないのかなという意識です。また、市民については、自治基本条例の認知度みたいな調査はまだされておりませんので、成果を把握し、対策を打つためにはそういう調査も必要だと思っております。

○佐藤座長 ここに出ているのは市民参加で、先ほどお話のありました石狩市の場合は、先に市民参加条例が作られて、役所サイドから見るとかなり厳しい条例をつくったわけです。したがって、条例違反がたくさん出てきて、審議会を3回ぐらいやると、もう何年かたちましたので、条例違反はぐんぐん少なくなってきましたが、最初のうちは、条例違反と言うとすごく大げさな話ですが、そういうものが何度も何度もチェックされて初めて、市役所の中に浸透していくという経過があったと思います。

これは座長の立場を離れて言えば、札幌市の場合は、先ほど横井課長もそのようにおっしゃいましたけれども、各部局からすると、市民自治推進室が介入する場合の根拠は何だと言われるのではないかと思います。つまり、どういう市民参加についてはきちんとした市民参加をしなければいけないというものが、要綱もあるのかもしれませんが、大きな根拠がないと、他部局に対して介入という言葉在先ほどは使ったと思うのですが、行政の通常システム上、なかなか厳しいのではないかと思います。ですから、私は、市民参加条例のようなものをなぜつくりたくないのかといつも言っていましたけれども、そういうものがないとなかなかやりにくいのかなと思っております。これは意見です。

○事務局（横井市民自治推進課長） 石狩は、介入ということではなくて、事業を打ち立てていく、制度をつくっていくときの途中の段階から相談をいただくような雰囲気づくりを心がけていらっしゃいます。事業の件数も札幌市と比べると確かに少ないのですけれども、一応、全部を見渡せるようなスタイルになっていると思います。そういう意味で、介入という言葉はよくなかったかもしれませんが、札幌市としては、職員にきちんと手引をつくってガイドラインを示しているわけですから、そのガイドラインどおりの運用がされているのか。されていないとすればどこが問題なのか、あるいは、途中から相談を受けるような仕組みも整備していく必要があるのであれば、根拠ということに関連すると思いますけれども、検討事項だと思っております。

○佐藤座長 ほかにいかがでしょうか。

○福士（昭）委員 私は、札幌市民というのは極めて高いレベルに入りつつあるという気がするのです。例えば、ごみの有料化も、やる前はどんなことになるのかと右往左往していましたが、やってみたら、行儀よく正しいああいう結果になりました。それから、私は何年来も言っているのですが、長い間、雪の問題に関しても、私は前市長のときにも話をしたことがあるのですけれども、例えば一つの方法として雪目的税なるものを出すなどということをしていかないと、時を逸しているような感じもしないわけではないのですが、土木業者が非常に大変な状況になってしまっていて、最終的には市民に全部負担が来るのであればまずいのではないかと。そんなこととか、ある程度ピンポイント的なものから提案することによって、構えて自治基本条例どうのこうのといっても、やはりだれも言わないのです。動きながら、いろいろと考えながら、それを検討しながらやっていくということが、広い意味での自治の動きになるのではないかと思います。ですから、目先を変えたら変ですけれども、幾つか直接的に迫ってくる問題もたくさんありますから、これからやり方を提示してやっていくということも徹底する方法の一つかなと思います。提案しておきます。

○佐藤座長 ありがとうございます。

喜多委員、いかがですか。

○喜多委員 今度の第2回、第3回の課題などの意見交換というところにつながってくると思うのですが、職員の教育というところでは、NPOの活動を知らない職員の方とか、

事業方のNPOに関してとてもマイナスイメージを持っている方がいらっしゃるのです。私もまだ勉強不足でわからないのですが、職員に対する教育の中で、特にまちづくりセンターの所長の教育というのはこれから大事になってくるのではないかと考えています。実際に私たちがNPOでまちづくりセンターにかかわっていくときに、随分怪しい団体だと言われたことがあるのですね。認識のある所長だといいいのですけれども、所長がかわった途端に私たちは怪しい団体になってしまって、それに響いていく町内会の方などもいらっしゃるのです、職員の教育ということでは、NPOの基本的なところの教育も大事ではないかなと思いました。

○佐藤座長 ありがとうございます。

北野委員、いかがでしょうか。

○北野委員 先ほど横井課長からもお話がありましたが、やはり、何かで選ばれなければ市民参加ができないという部分をどうクリアしていくか、それが市民の方々に関心を持っていただける方法になるのではないかと考えています。そこが少しずつ広がっていけば、私もこんなときでも参加しようと思えば参加できるという場をつくっていけば、大分広がっていくと思います。

○佐藤座長 ありがとうございます。

では、横江委員、お願いします。

○横江委員 横江です。

今、いろいろ報告を受けましたが、これはすごいですね。各項目ごとの委員会とか、取り組みの人たちはあるのですが、これはほとんど全部含まれているので、重要な委員会といえますか、場だなというふうに再認識しております。

いつも課題なのは、今、喜多委員の方からもありましたが、私はNPOとして札幌エルプラザでもう6年も活動していますし、エルプラザができたときにはまだNPOにしていまませんでしたので、あそこの事務コーナーに事務所を構えていました。エルプラザは使い勝手が大変よろしいです。そして、NPOを独立しましたので、今は私の自宅事務所で活動していますが、主にエルプラザを使っています。

エルプラザを使っているときに、市民まちづくり局でもそうですけれども、市民活動団体あるいはNPOの予算を出しまして、札幌市内の全部の調査をしたレポートができ上がっています。二、三年前でしょうか。うちも公募で応募しましたが、落選しました。幾つかのNPOが調査をしました。何を言っていたかということ、市民と市民活動団体、NPOと町連をつなげるために調査をしたということだったのです。私たちの札幌市民まちづくり協議会で企画しましたが、幾つかの連合会で、毎年、出前講座をやっています。その中で、石山さんではなかったですけども、自主運営になられたところも来ていただいて、町内会の会長も、連町会長も何人か来ていただいたのですが、そこで、まちづくりを一生懸命やっていますよね、自主運営もやっていますよね、おたくの市民グループとかNPOとの連携はどうですかと聞きましたら、残念な答えが返ってきました。「わか

らない」、あるいは「ここしか知らない」です。私も、えっと思いました。こんなにたくさんNPOとか市民団体が活動しているのに、まちづくりセンターの自主運営といえども、町連とかまちづくりセンターとつながっていないのだと思いました。そんな状態でたくさんやっていますから、人がかわると、怪しい団体ではないですけども、よく把握していないのですね。

これは、一つポイントがあるのです。喜多委員も北野委員も言っていましたけれども、いつも活動をやっている人たちでやっているから、そこでしかわからないのです。たくさんの方の企画をやっているのですけれども、そこに参加してもらった人たちとつなげていく、維持していくということが大切なのです。どうやって維持していくかというのは非常に悩ましい問題ですけども、今やっている人たちで区民協議会などを指定します。それはそれでいいのですが、興味があっているいろいろな区の行事とか、社会貢献されたいとか、これから社会活動をやりたいという仲間をふやしていかない限り、どうしても一部のやっている人に負担がかかるのです。

これだけ多くの施策はすごいですね。僕も幾つか知っていますが、パートナー協定6社というのが第9条にあります。コカ・コーラさんも一生懸命やって、うちの町内会と国際大学と有楽町内会でボランティア除雪もやっております。コカ・コーラさんは清田区とも提携していますので、非常によくやってくれています。まちづくり研究会も発足しました。せっかく84社の企業で8回開催されていますから、ここからの成果は非常に期待大ですね。これは大きいと思います。

あと、幾つか見ていくと、すごいですね。さっぽろのおサイフも興味がありまして見ましたけれども、先日の事業仕分けもすごかったですね。防犯協会が廃止です。あっと驚きました。私は、防犯部長で、豊平警察署の防犯協会の副会長ですが、何を言っているのだ、仕分けをした人たちこそ町内会に入っているのか、ひょっとしたら町内会費も払っていないのではないのか、区の行事に出たことがあるのだろうかという疑問がわきました。市の職員にもいろいろ研修をやっているようですが、果たしてその人たちが地元の町内会行事に参加したことがあるのだろうか、ひょっとして、町内会費未納ではないだろうか、ふと心配に思いました。

私も札幌市の職員研修を担当させていただいたことがありましたけれども、その辺は言っております。皆さん、地域でちゃんとやっていますか、そこから始まるよということで、40歳研修と50歳研修をやらせてもらいました。

そんなことで、これは物すごい業務量で、これをこの課一つでやるというのは本当にすごいと思いますけれども、やり方はあるのです。つなげるということと、参加した人たちを継続させていくだけで、今の活動の倍はできると思います。

ちょっと雑感になりましたけれども、以上です。

○佐藤座長 貴重なご意見、ありがとうございます。

ほかに、何かご質問やご意見はございますでしょうか。

私から一つ、表現で若干気になるところがあります。

資料5の右側の情報共有の推進で、成果とあって、二重丸がついているのですが、真ん中に「約半分の市民が『情報量は適切』と回答」とした。だから、二重丸になっているのですけれども、逆に読むと、約半分の市民が満足していないと回答した、これは課題ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（横井市民自治推進課長） 確かにそうだと思います。

情報量という意味で言うと、余り情報が少なかったり多かったりしても、それは市民にとってわかりやすい形ではないということで、その部分は評価をいただいたのしょうけれども、逆に半分はわからないか不適切と思っているかのどちらかです。そちらの面で言えば課題かと思えますし、8割、9割いなければだめかなと思えますので、この辺も検討させていただきたいと思えます。

○佐藤座長 成果と言われてしまうと、どうかなと首をかしげてしまうのです。

○福士（昭）委員 途中経過ですね。

○事務局（高野市民自治推進室長） 50%の成果です。

○佐藤座長 そういう具合に、若干いろいろあるとは思いますが。

ほかはよろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤座長 それでは、予定の時間を若干過ぎておりますけれども、きょうは第1回ということで、これからこの市民自治推進会議でどのようなことを行っていくのかということと、自治基本条例の現状についての説明を市として行っていただきました。

ほかに事務局の方から何か連絡事項はございますか。

○事務局（横井市民自治推進課長） 市民自治推進会議の資料3につきましては、先ほど丸山委員からご指摘いただいたことも含めて、目的などの手直しというか、修正を加えたものを今度の会議の前にお示しして、またご意見をいただきながらつくっていきたく思っております。

それから、きょういろいろご意見いただいたことの中に、今後、重点的に議論していかなければいけないことが多々含まれていると思えますので、それは2回目以降、この中で特にこれをというご意見をいただきながら、そして、一たん、夏の市民自治推進本部までに中間的な取りまとめをいただいた後、9月以降、担当課も呼んでヒアリングをさせていただくような取り組みもしていきながら、より深めていきたいと思っております。

先ほどから、若い方や中堅層の方の関心がなかなかなく、どうやったら入っていただけるのだろうか、あるいはそれを維持するような仕組みというところが本当に大事だと思います。そういうものが生まれれば、認知度とか理解度、自治基本条例を知っている、あるいはまちづくりセンターを知っているということも上がっていくと思えますので、ぜひ今後の議論に期待させていただきたいと思えます。私どもも準備をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○佐藤座長 ありがとうございます。

市民自治推進本部というのは常駐で置かれているというふうを考えてよろしいのでしょうか。

○事務局（横井市民自治推進課長） 常駐で考えています。おおむね7月に定例会を開くことにしていますので、必要があれば、随時、開くことになります。

○佐藤座長 わかりました。

では、ほかにはないようですので、これで第1回目の市民自治推進会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以 上